

21工第1828号
平成21年11月20日

(社)福岡県高圧ガス保安協会長 殿
福岡県高圧ガス流通保安協会長 殿

商工部工業保安課長

在宅医療用酸素使用中の火気使用について（通知）

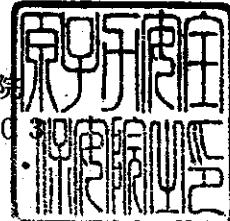
このことについて、別紙のとおり経済産業省原子力安全・保安院から通知がありましたので、お知らせします。

なお、経済産業省原子力安全保安院から、一般社団法人日本産業・医療ガス協会に対して、所要の対応を求めるとして、要請文書を発出しておりますことを申し添えます。

経済産業省

平成 21・10・23 原院第3号
平成 21年 10月 29日

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-251b-09-03



在宅医療用酸素使用中の火気使用に関する注意喚起について（要請）

平成 21 年 10 月 18 日、京都府京都市内のアパートで、火のついたたばこの吸い殻又は火種が布団に着火し、これにより酸素供給器のチューブを焼損し、漏えいした酸素により火災が拡大したと推定される火災事故が発生し、在宅医療用酸素使用中の男性（82歳）が全身火傷により死亡しました。

今回の事故については、高圧ガスを利用しない酸素供給器（周りの空気を取り込み、酸素濃度を高めて供給するタイプ）の使用中の事故であり、高圧ガス保安法の報告対象事故ではありません。しかしながら、平成 19 年 3 月 9 日にも長野市において、高圧ガスを利用する酸素供給器（真空断熱容器に液化酸素を充てんし、気化器を通して気化させるタイプ）の使用中に使用者の喫煙によるとみられる火災が発生し、その使用者が死亡する事故が発生しています。

在宅酸素療法用の液化酸素を販売する高圧ガス販売事業者におかれでは、従前より、高圧ガス保安法第 20 条の 5 に基づき、消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項、消費設備を使用する場所の環境に関する基本的事項等を記載した書面を販売先に配布し、周知することが義務づけられているところです。

このため、原子力安全・保安院は、平成 19 年の事故の際にも在宅医療用酸素使用中の火気使用を控えることを求める注意喚起を行っているところであるが、安全の確保の観点から、在宅医療用酸素を使用する高圧ガス消費者に対して下記の事項の周知を図るよう、改めて液化酸素を販売する高圧ガス販売事業者に対応を求めます。

記

1. 酸素は支燃性のガスであり、空气中で燃えるものは酸素が多いとさらに燃えやすくなるという特徴があること。
2. そのため、在宅医療用の酸素を使用する場合には、以下の点に十分に注意する必要があること。

- (1) 酸素吸入中はたばこを吸わないこと。喫煙中の人们にも近寄らないこと。
- (2) 酸素吸入中は火を扱わないこと(ガス調理器、ライター、ろうそく、マッチなど)。
- (3) 火気に近づく必要があるときは、必ず酸素吸入を止めること。

3. その他、酸素販売事業者から配布される注意事項や、機器に付属された取扱説明書に記載されている注意事項を遵守し、在宅医療用酸素の安全な取扱を心がけること。